

パブリックコメントによる意見募集の結果

案の名称	(仮称) 台東区協働指針 (素案)					
意見募集期間	平成 25 年 12 月 16 日 (月) ~平成 26 年 1 月 10 日 (金)					
意見受付件数	8 人 19 件					
提出方法の内訳	郵送	1 人	1 件	ファクシミリ	1 人	1 件
	ホームページ	5 人	16 件	持参	1 人	1 件

(1) 協働の推進 (全般的な意見) について (7 件)

ご意見	区の考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>①協働の推進に求められること</p> <p>一口に「協働」と言っても、全国に数多くの (成功と失敗のどちらとも) 事例が存在するように、その形は様々です。それぞれの地域の特性や状況に大きく左右されるために共通解は存在せず、台東区に最適な協働の形に辿りつくことは容易ではなく、試行錯誤の中で模索することが求められるでしょう。</p> <p>まずは行政とパートナーが対等な関係性を構築することが不可欠であると考えられます。区民・活動団体・事業者が行政を無視してバラバラに活動する状態も、行政に寄りかかり自立自走ができない状態も、いずれも望ましいとは言えません。自主的・主体的な NPO を中心とした区民・活動団体・事業者が、それぞれのテーマ (課題) に対して継続的に取り組むことはこれからの地域社会において不可欠です。同様に、「台東区」という単位で制度や体制を整備・強化し、協働の舞台をつくりあげるとい、重要な役割を担うことができるのは行政以外に存在しません。</p> <p>その両者が対等に対話・働きかけができる関係性を構築しながら、試行錯誤を繰り返し、個性豊かな台東区ならではの協働の形をともに模索することが求められます。そのためには、「台東区の協働」の方向性・イメージ (将来像) の共通認識を丁寧につくりながら、対等な議論を通じて時に柔軟に変化・改善していくことで、それぞれが当事者意識を持って取り組み続けることが必要です。</p> <p>そして、多様な活動の実践者を協働の舞台に巻き込むためには、実践者にとって「報</p>	<p>協働を推進するにあたっては、区と協働のパートナーが対等な関係であること、また互いの特性を理解し、活かし合うことが重要であると考えています。</p> <p>また、協働による報酬には、活動の実費経費、労働対価等が考えられますが、協働への期待として、取組みから受ける精神的価値もあると考えます。(4、9 頁)</p>

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>酬」が得られるかどうか重要になります。この報酬とは、金銭的なものに限りません。</p> <p>たとえば「地域社会の発展に貢献できること」「自らの活動に良い影響を与えられること」「他団体や行政とのネットワークを築けること」などが、非金銭的な報酬として明確になっていれば、協働に関わろうとする実践者も増えていくことになるでしょう。</p>	
<p>②指針全体としてまとまっていてとても素晴らしいものだと思います。協働する上で(連携でも同じことですが)、小職がいつも思っているのは、課題や問題が生じたときのかかわり方です。この指針にも「補完性」という表現があがっていますが、「私たちのできる範囲はここまで」と言いあうのではなく、「私たちはこれならできる」といった協働への臨み方がなくてはなかなかうまくいかないと感じます。中間支援組織の有効的な設立と維持もとても大切ですから、そのことにこの指針がしっかりと明記あるのが心強く感じました。</p>	<p>「補完性」には、弱みを補うだけではなく、お互いの強みを活かし合うという意味も含まれています。ご意見を踏まえて「補完性」の説明に文言を追加しました。(9頁)</p>
<p>③今回この「台東区協働指針」を読ませていただき、台東区でこのような取り組みをしていることを初めて知りました。また、「協働」という言葉自体、初めて耳にするものでした。でも、この指針を読み、「協働」の必要性を強く感じました。</p> <p>台東区には「協働」のベースとなるものはすでにあると思いますので、それをさらに発展させていくために、この「協働」の考え方を多くの方々に知っていただくことが大切だと思います。</p>	<p>協働を推進するためのパンフレット等の作成により、協働の考え方や取組みが浸透していくよう情報発信に努めます。(17頁)</p>
<p>④行政機関への財源調達ニーズの高まり(「協働を進める上での課題」)</p> <p>「地域活動に関するアンケート」において、行政や社会福祉協議会に対して「区内NPO法人」「企業、商店会等」「町会等」ともに、「補助金、助成金による支援」を望む割合が高いと見ることができます。(「地域活動に関するアンケート報告書(平成25年3月 台東区)」P114) (※「区内NPO法人」52.6%、「企業、商店会等」60.0%、「町会等」38.8%) このことは、行政以外</p>	<p>協働の原則や協働のパートナー選びでは財源も含めた組織の自立(自律)性を示しています。</p> <p>また、区では、中間支援組織が助成金等の情報集約・発信機能を持つよう検討していきます。(9、12、18頁)</p>

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>の公益活動の担い手と期待されるそれぞれが、その財源の捻出が課題となっていると同時に、行政が財源調達先として高い期待を寄せられていることが読み取れます。しかし、このことは、行政と協働パートナーの関係を不均衡にしていく可能性もあるとも考えられます。</p> <p>ついでには、行政との協働パートナーは、行政からの資金調達によらず、多様な資金調達の方法を、行政としては、資金供給の他、柔軟かつ多様な協働方法を模索してゆく必要性があると思われま。</p>	
<p>⑤ 「協働ガイドラインの作成」(P16)にあたって「台東区が目指す協働(P6)」において触れられている、「お互いに思いやりを持って助け合う」という目標を協働によって実現する上で、台東区の強みとしても挙げられている「思いやりを持って助け合う」ことが、どの程度醸成できたかを客観的に評価する指標によって事業の効果を測定できれば、協働パートナーとの協働がより円滑に進むと思われま。さらに、公的財源を活用する際には、その効果的な活用に関わると考えられま。</p>	<p>協働事業を進める際のフォローアップや客観的な評価を行い、事業や活動の進行管理も、中間支援組織に必要な機能の一つに位置付けています。協働事業の質的な評価も含め、評価方法については今後検討してまいります。(19頁)</p>
<p>⑥ 教育機関で働く身としては、地域の担い手として若者が積極参加できる「参加の枠組み」をつくるのが重要と思われま。区民が積極参加したくなるようなイベント企画も大事かと思われま。中間支援ももちろん必要かとおもいますが、同時に平日頃の横のつながりを各団体担当者が積極的につくっていくこと、またそのプラットフォームづくりが必要でし、そういったつながりを実際にもてると新たな企画などが生まれま。定期的な集まりがあっても良いかもしれま。台東区社会福祉協議会主催の「ボランティア・フェスティバル」もそのようなプラットフォームづくりの機能を担っていらっしやと思われま。</p> <p>文化・芸術系企画やイベントはその「芸術性」に重きをおくことが多いかとおもいますが、今後はもっと、「コミュニティ活性化」の視点と、双方向のコミュニケーションやインタラクティブな手法をもって、「文化による社会づくり」の機能を担っていく必要があるかとおもいます。</p>	<p>中間支援組織は、協働のコーディネーターとしてだけではなく、区民や活動団体等が気軽に集う場や、地域活動に関する情報の拠点としても位置付けています。</p> <p>また、自ら地域に出ていき、協働への参加を促すアウトリーチ機能も中間支援組織の要素として必要であると考えています。(17～19頁)</p>

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>⑦「台東区協働指針」の策定に反対します。</p> <p>日本解体・乗っ取りを目論む「外国人参政権」は日本国民の結束で何とか阻止しましたが、その下準備である“協働・協治”の理念を謳う「自治基本条例」は、住民への周知不徹底のまま複数の自治体で制定されてしまいました。然し、制定までの手続きや条例の内容などで問題化している自治体も数多くあるようです。ある市の意見募集では、殆どが反対意見で、賛成意見は一件も見つけることができませんでした。国民がこの条例の危険性に気がついた証拠だと思います。</p> <p>この度の「台東区協働指針（素案）」には“協治”の文言はありませんが、“区と協働パートナーの対等性”が謳われており、基本的な理念は「自治基本条例」と同じであると分かります。区民と外国人（団体）が対等な関係になりかねず、明らかに主権者である区民に対する権利侵害です。小さく産んで大きく育てる、いずれは“協治”も取り入れる腹づもりではと、ついつい勘ぐってしまいます。意見募集の期間が、実質“年末年始”であることも、区民の知らぬ間にこっそり決めてしまう作戦では、の疑念に拍車を掛けます。</p> <p>大多数の区民は仕事を持ち、毎日、忙しく生活しています。そのことはご存知なのでしょう。 “積極的に公益活動に協力し、具体的なアイデアや事業を提案し、さらには自ら参加するよう努める”役割を区民に求めています。これに応えられる区民が何人いるのでしょうか。区民が税金を納めていることを、お忘れではないでしょうか。</p> <p>区民は何か気づいた点があれば、その時点で区に対して要望を出し、必要があれば区が実施する。それが自然な流れで、最も合理的ではないでしょうか。</p> <p>区民、区（公務員）、NPO法人の三者が協働した場合、公務員とNPO法人は通常対価（賃金）を受け取りますが、区民は無料奉仕のはずです。これは明らかな差別であり、基本的人権の侵害です。正に恐ろしい全体主義イデオロギーです。</p> <p>この指針では公務員（中間支援組織で天下り先確保）とNPO法人（税金で支援、育成）が得をして、区民が大損をします。私はこの条件で協働することは誓ってありません。日本精神で協働するならば、三者とも無料奉仕</p>	<p>協働は、区と協働のパートナーと一緒にまちをよくしていこうとの思いをもって、共通する地域課題の解決に向けて協力しあう手法の一つであり、重要な取組みであると考えています。</p> <p>協働を進める上では、区と協働のパートナーは協働の原則をしっかりと認識し、より効果的・効率的な区民サービスの提供が出来るよう努めていきます。（8～10頁）</p>

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>でなければなりません。</p> <p>緊急時、区民が一番頼りにするのは公的機関であって、法人などの民間団体ではありません。東日本大震災でも一番活躍したのは自衛隊、警察、消防であったと思います。神戸・淡路大震災でも自衛隊に出動要請していれば、救えた命があったかもしれません。そのことを忘れてはいけません。</p> <p>そもそも、区民に最も密着した自治体である区は、区民生活の中で発生した諸々の問題を解決することが最重要で、その都度、状況に応じた施策を立案して解決を図ればよいのです。憲法にも似た長期的な理念を謳う「指針」は不要である、と言うより、柔軟な対応が求められる区民生活では、むしろ制約を生み、有害となる可能性があります。さらに、次期区長の政策にも制約を与える可能性のある越権行為でもあります。</p> <p>NPO法人などには区が必要に応じて仕事を発注すればよいのです。それが、最も費用も掛からず合理的だと思います。中間支援組織(〇〇協会?)も不要となります。</p> <p>今年、靖国神社への初詣人数は例年の8倍だそうです。「日本を取り戻す」の国民運動も始まっています。そろそろ、外来のイデオロギーである「市民活動」は止めて、日本復活への「国民運動」に切り替える時期ではないでしょうか。独立・自尊、それが大切です。</p> <p>以上の理由で、「台東区協働指針」の策定に反対です。</p>	

(2) 協働における基本的な考え方について (7件)

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>⑧「協働のパートナー」(P8)について</p> <p>協働のパートナーとして、多様な活動団体を想定されていますが、実際には、庁内における1つの部署だけでは実現が難しく他部署との連携が必要な課題も発生することが想定されます。その際に必要となる情報・意見交換、部署間調整などの役割について、庁内である程度明確にしておく必要があるかと存じます。</p>	<p>全庁的に協働事業を推進し、必要に応じて他部署との連携を図ることが出来るよう協働体制の整備を進めていきます。(16頁)</p>

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>⑨「協働の原則」(P9～10)について</p> <p>区と協働するパートナーとなる活動組織についての原則をご提示頂いておりますが、これら全てを兼ね備えた団体はかなり限られているのが現状と認識しています。もし原則間の重要性の順位を想定されていれば、ご提示頂ければ幸いです。</p> <p>また、活動組織に関する原則の「③補完性」を協働主体間でどのように支えるのかを仕組みとして明確にしておくことで、より円滑な協働を可能にすると感じています。</p>	<p>活動組織の原則に重要性の優劣はありません。事業を進める過程で、その原則を満たすよう団体が成長していくことが大切であり、それが協働の効果でもあります。(9頁)</p> <p>「補完性」に関しては、協働事業の性格によって互いの役割も異なります。両者の特性を活かし合い、円滑に協働を進めていくことができるよう取り持つことも中間支援組織に必要な要素の一つと考えています。(17～18頁)</p>
<p>⑩「協働のパートナー選び」(P12)について</p> <p>同事項においてご提示されている「②自立することが見込まれる組織であるか」という項目において、人材・財政・運営などの組織基盤が安定している(してゆく)ことの重要性について、本指針における区の協働の前提が、業務委託、補助金、負担金など予算を執行しなければならない事業の場合、事業の実効性を担保するため、組織基盤を選定指標とする必要性があるとは思いますが。ただし、行政としての多様な協働のあり方や多様な公益活動の活性化を求めてゆく上では、この視点に寄らない選定の指標を検討してゆくことも重要と思えます。</p>	<p>協働のパートナーを選ぶ際は、協働事業を通して、将来自立していく見込みがあるかどうかの視点を大切にしたいと考えています。また、組織基盤の「自立」だけでなく、組織として自主性、主体性を持ち「自律」した活動をしているかどうかの視点も踏まえ、協働のパートナー選びにある「自立」の文言を「自立(自律)」としました。(12、15頁)</p>
<p>⑪「協働における役割」(P14)について</p> <p>「①区の役割」においてご報告頂いた2つの項目の他、行政本来の役割として、提案された事業を区政の視点から調整を加える、また協働事業実施にあたっての区民間の利害調整等についてもご協力頂けると、協働がより円滑に進められるのではないかと存じます。</p>	<p>提案事業の調整や区民間の利害調整も含めて、協働を円滑に進めるための支援や環境整備も区の役割であると考えています。(14頁)特に、中立的な立場で協働を推進する中間支援組織の整備は、区の協働を支える仕組みの一つとして、指針に盛り込んでいます。(6、18頁)</p>
<p>⑫地域社会におけるNPOの役割</p> <p>多様化・複雑化する地域課題に対して、素案にもあるように、行政だけの力で解決することは難しくなりつつあります。一方、特定非営利活動法人の認定数がすでに約48,000団体(平成25年7月現在)にもなっているように、課題解決や自己実現の場としての活動は増え、多様になりつつあります。NPOは行政の手の届かないこともある多様なテーマ(課題)の担い手となり、活</p>	<p>本指針においては、専門性や柔軟性を持つNPOを協働のパートナーとして位置付けており、地域社会の担い手として欠かせない役割を担っていると考えています。(8頁)</p>

ご意見	区の方考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>動を自主的・主体的に継続しています。この自主的・主体的な働きを活性化することこそが、地域社会をいきいきと輝かせることになると考えられます。多様な課題を抱える人々を巻き込みながら、充実した活動を継続する NPO が増えることで、それに関わる市民ひとりひとりの幸福度も高まっていくことにもなるのです。</p> <p>多様化・複雑化する地域社会の未来において、NPO は重要な役割の担い手であり、さらには行政と NPO が対等なパートナーとして地域課題に対応するための「協働」が、非常に大きな意味を持つことになると考えられます。</p>	
<p>⑬NPOへの認知・関心の低さ (P3「協働を進める上での課題」の補足)</p> <p>同項目において参照されている「地域活動に関するアンケート」において、「企業、商店会等」「町会等」からの、NPO への期待が他の項目に比べ少ないと見ることができます。(「地域活動に関するアンケート報告書(平成 25 年 3 月 台東区)」P105、P107)このことは、公益活動を主に実施する主体であり、区内の協働を進める上で、区民団体、区内商店・企業と並び、重要な役割を担う可能性を持つと考えられる NPO について、あまり認知されていない、もしくは NPO に対しての関心が薄いと考えられ、区内で活動を行う NPO がどのような活動を行っているのかについて、多くの区民と共有することが今後必要になってくると思われま</p>	<p>協働推進の前提として、区民への NPO をはじめとした地域の活動団体に関する情報の提供・発信が重要であると考えています。</p> <p>また、団体等の情報共有・意見交換、交流の場の創出については、中間支援組織に必要な機能として盛り込んでいます。(17～19 頁)</p>
<p>⑭地域への働きかけ(普及啓発)」(P17)について</p> <p>「①協働指針、協働事業の普及啓発」にてご報告頂いていることのほか、NPO など区内の市民活動団体、町会等コミュニティ組織、企業・商店会など、互いがどのような公益活動を行っているのかを共有する機会(懇談会、情報交換会)を設けることによって、それら相互の協働を推進することに繋がると考えられます。</p>	

(3) 中間支援組織について (5件)

ご意見	区の方 考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>⑮この協働指針が実行され、中間支援組織が運用されるようになったら、今までに多くあった実行委員会・協議会、共催事業だけではなく、新たな提案事業が多く行われ、新たな区民の参加が期待できると思う。資金、活動場所の制限により、行政の受け入れ窓口が固定化され形骸化も生む。中間支援組織のコーディネート力に期待し、地域が主体的に取り組みができる新たな協働活動が生まれると思う。</p>	<p>中間支援組織の設立は、区の協働を支える重要な仕組みとして位置付けています。中間支援組織が、地域に溶け込み、協働の入口としての身近な存在となるよう、今後、整備に向けて検討していきます。 (6、17～20 頁)</p>
<p>⑯中間支援組織の重要性 自主的・主体的に活動を続ける NPO は、基本的に自ら定める課題解決に力のほとんどを注いでいます。そのため、必要性・重要性を認識していながらも、組織基盤強化や人材育成、ネットワーク構築に時間と労力を傾けることが難しいということが、多くの NPO の現場が抱える課題でもあります。その課題を解消し、協働において重要な役割を担うことになるのが、素案でも示されているような機能を備えた中間支援組織であると言えます。 活動を継続するだけでは備えきることのできない、コーディネート、人材育成・啓発、専門的な知見、情報集約・発信といった機能を有した中間支援組織が地域に存在することは、NPO にとって非常に心強いことです。中間支援組織の働きによって NPO の活動レベルが底上げされていくことは、協働の推進体制の強化、ひいては地域社会の充実につながっていくこととなります。</p>	<p>中間支援組織は、協働のコーディネートだけではなく、区内の活動団体が、その専門性をさらに地域で発揮するための様々な取組みを行うことが重要であると考えています。(18～19 頁)</p>
<p>⑰「中間支援組織に必要な基盤」(P20)について 「①組織基盤」にてご提案されている「運営委員会」について、中間支援組織が地域で孤立せず、地域に「愛され」「必要とされ」「頼りにされる」ために、区民、区内企業・商店会、区内 NPO 等が参画し協力できるような、「地域で育む姿勢」で取り組むことが望ましいと思われます。さらに、民間で協働事業の運営経験のある実務者にも参画してもらうことが有機的な運営に繋がるかもしれません。 また、「④管理基盤」にて、中間支援組織</p>	<p>中間支援組織の運営委員会については、学識経験者や市民活動を行っている方など、多様な立場の方が参画できるような客観性を担保できる組織を想定しています。今後、効率的、効果的な中間支援組織となるよう整備に向けて検討していきます。 (20 頁)</p>

ご意見	区のお考え方 (修正がある場合はその内容)
<p>の運営に対して客観的な評価を行う仕組みとして運営委員会をご提案されていますが、より客観性を保った評価を行い、効率的かつ効果的な協働の中間支援を実現するために、評価機能に特化した、コミュニティ活動や公共サービス、協働についての専門家（実践者、学術経験者など）などにより構成される第三者委員会を設置することが望ましいと思われま</p>	
<p>⑱「中間支援組織の整備」全体について(P17～P20) 公益活動の中間支援、特に行政単位レベルでのコミュニティのものについては、本指針にてご提示頂いているように非常に幅広くかつ専門的な知識や技能、さらに経験が求められるものと推察いたします。そのため、中間支援組織の実施主体をどのような指標で選定し、確保するかということについては、今後の検討課題であるかと思われま</p>	<p>中間支援組織の実施主体は、高度な専門性及び自立的な組織基盤が求められます。今後、同組織に必要な要素、機能、基盤等の視点を充分念頭に置きながら、実施主体の選定も含め、整備に向けて検討していきます。(17～20 頁)</p>
<p>⑲中間支援組織の構成等、具体的な取組みについて、区民に情報を事前に公表しながら進めてほしい。</p>	<p>中間支援組織の検討等、協働の実現に向けた取組みについて、HPや広報等を活用し、情報発信しながら進めていきます。</p>